

愛媛県出資法人改革プランに基づく平成19年度点検評価結果（総括）

愛媛県出資法人点検評価部会

当部会は、平成18年3月に策定された「県出資法人改革プラン」に基づき、毎年度、出資法人ごとの改革実施計画の取組み状況について、外部の専門的見地からの点検評価と進行状況の管理を行い、その点検評価結果及び改善策等に係る意見を愛媛県行政改革・地方分権推進委員会に報告する外部点検評価機関として設置されたものである。

1 平成19年度点検評価の経緯

19年度は、各法人が18年度活動実績と当部会が実施した18年度外部点検評価（2次評価）結果を踏まえて行った自己点検評価（1次評価）の結果をもとに、計画の取組み状況と18年度2次評価への対応を中心に点検評価を実施した。また、今回は、指定管理者としての取組み状況と財団法人の基本財産の運用についても合わせて状況確認と点検評価を行った。

【平成19年度点検評価検討経緯】

月 日	摘 要	備 考
平成19年5月7日	平成19年度第1回点検評価部会	18年度2次評価の決定 19年度進め方の協議
7～8月	各法人(27法人)が1次評価を実施	
10月11日	平成19年度第2回打合せ会	19年度1次評価結果の確認(10法人)
10月16日	" 第3回打合せ会	19年度1次評価結果の確認(17法人)
11月9日	" 委員ヒアリング	2法人
12月12日	" 第4回打合せ会	2次評価案協議(27法人)
平成19年12月	2法人が1次評価を実施(*)	
平成20年1月	2法人の点検評価(2次評価)の実施	19年度1次評価結果の確認、2次評価案の協議
2月1日	平成19年度第2回点検評価部会	2次評価の決定

* 決算期の違う(社)愛媛県野菜価格安定基金協会(6月末)、(社)愛媛県果実生産出荷安定基金協会(9月末)の2法人は、(社)愛媛県果実生産出荷安定基金協会の決算承認にかかる総会(12月)開催後に、1次評価を実施。

2 平成19年度2次評価の結果について

各法人の改革実施計画の取組み状況及び改革実施計画の見直しを含めた対応などについて、各法人が行った1次評価結果でその改善状況等を確認し、別添資料の「出資法人点検評価部会点検評価指針」に沿って点検評価した。特に、19年度は、昨年度の2次評価で指摘した課題や問題点に焦点を当て、その対応状況を中心に点検評価作業を行うとともに、今後も継続して取り組むべき課題を明示する一方、経営改善の取組みにより、効果が上がっているものについては、積極的に評価し、各法人が意欲的に改革実施計画に取り組むよう意を配した。

19年度の点検評価結果の主なポイントは次のとおりである。

(1) 改革実施計画の取組み状況

出資法人の自主性・自律性の向上に向けた取組み

各法人とも、健全かつ効率的な運営に向け、様々な側面から経営改善に取り組んでいる。具体的には、組織体制や役職員数、職員配置の見直しのほか、施設の利用促進による利用料金収入の増加、国等からの外部資金の導入、基本財産の運用方法の

見直しなどによる収入増を図るとともに、職員数の見直しや職員の給与カットなどによる人件費削減、事務所経費や外部委託方法の見直しなどによる諸経費削減に取り組んでいる。その結果、各法人の18年度の決算は17年度と比べて、2法人が黒字から赤字に転換しているが、6法人が赤字から黒字に転換するなど、経営状況が改善している法人が多数見受けられたところである。

その一方で、今後とも低金利状態の継続や国や県等の補助金等の減少が想定されるなど、多くの法人において依然として厳しい経営環境が続くと見込まれることから、引続き、効率的な運営に努めるとともに、県や市町、NPO等の民間団体との役割分担や、法人を取り巻く社会環境の変化を踏まえて、常に事業内容を見直し、法人の設置目的にあった事業を効果的・効率的に実施することで、経営改善に努めるよう評価内容に盛り込んだところである。

県の関与の適正化に向けた取組み

多くの法人で、県の厳しい財政状況を踏まえ、県との役割分担や事業内容の見直し等により県からの委託料や補助金等が減少しており、人的関与についても県の関与の見直しなどにより、必要最小限のものとなるよう取り組んでいる。

今後とも県の厳しい財政状況が続く中、法人の自助努力による自律的な経営が求められている状況を踏まえ、法人の経営状況や県との役割分担に留意し、可能な限り、各法人が持っている専門的ノウハウを活かしつつ、県の関与の見直しに、計画的に取り組むようその対応を求めた。

経営情報等の積極的な開示に向けた取組み

県では、県が25%以上出資又は出捐する法人の決算情報を県のホームページで公開するとともに、県が25%以上出資又は出捐し、かつ筆頭出資者となっている法人(会社法法人を除く)や指定管理者として公の施設を管理している法人については、情報公開制度を導入している。また、多くの法人は自らホームページに決算情報等を公開し経営情報等の開示に努めているところである。今後とも、広く県民に対し活動状況を周知していくため、より積極的な情報開示に取り組む必要がある。

また、公益法人(社団・財団)の活動状況を分かりやすく広く一般に報告するため公益法人会計基準が改正され、18年4月以降に開始する事業年度から速やかに実施することとされており、対象となる多くの法人は18年度決算から対応しているが、未対応な法人に対しては、早急に対応するよう求めた。

(2) 指定管理者としての取組み状況

本県では、平成18年4月から県有施設に指定管理者制度を本格導入しており、県出資法人のうち9法人が指定管理者として、15施設の管理運営を行っている。この制度を導入している大半の施設において利用料金制を導入しており、指定管理者の経営努力が収入に直結するようになり、利用料金収入の状況が法人経営に直接影響するようになっている。各施設の利用者増の取組み状況を見ると、開館時間の延長や利用手続きの簡素化等の弾力的な運営が行われるなど、利便性の向上が図られ、自主企画イベント等の取組みなども見られ、施設利用者へのサービス向上は顕著である。また、ホームページの開設や利用者向けの広報充実などの積極的な営業活動を行い、ほとんどの施設において利用者数と利用料金収入が増加していることから、全体として指定管理者としての取組みは評価した。

(3) 財団法人の基本財産の運用状況

財団法人の基本財産については、法人格の基礎となる財産であり、本来その運用益をもって公益活動を行うべきとされているため、この基本財産の運用が適正に行われているか点検評価した。

対象：財団法人 16 法人

(財)愛媛県廃棄物処理センター、(財)えひめ女性財団、(財)伊方原子力広報センター、(財)えひめ産業振興財団、(財)松山観光コンベンション協会、(財)愛媛県国際交流協会、(財)今治地域地場産業振興センター、(財)愛媛の森林基金、(財)えひめ農林漁業担い手育成公社、(財)愛媛県水産振興基金、(財)愛媛県栽培漁業基金、(財)愛媛県動物園協会、(財)愛媛県文化振興財団、(財)愛媛県埋蔵文化財調査センター、(財)愛媛県スポーツ振興事業団、(財)愛媛県暴力追放推進センター

確認内容

基本財産の運用は、定められた手続きに則り、適切に行われているか。

運用状況の確認は、複数の役職員によるチェックが行われているか。

確認結果

いずれの法人も、運用の手続きは承認された方法に則り行われ、また運用の確認は複数の役職員により行っており、基本財産の運用管理は問題なく行われていることを確認した。

なお、債券の運用状況については、ほとんどの法人は、国債等の安全性の高い商品で長期運用しているが、一部外債や国債の短期買替えて運用している法人については、運用リスクに十分配慮するよう求めた。

(4) 改革実施計画の見直しに当たっての留意点

18年度の点検評価総括においては、県民への説明責任を果たす観点から、改革実施計画をより分かりやすく見直すよう提言したが、依然として、改善されていないものが多数見受けられた。改革実施計画は、各法人の改革の道筋を示すものであり、また、県民に対して改革の取組みを明らかにする必要があることから、引続き、改革実施計画を分かりやすいものにするよう、改革実施計画の見直しの際には、十分検討していただきたい。

特に、今後は、厳しい経営環境を踏まえ、経費削減だけでなく収入増の取組みや法人としての活動を対外的に明確にアピールできるような重要な目標（利用者数や利用料金収入、更には施設の利用率など県民に取組みが分かりやすいもの）を指標として設定するとともに、また、目標達成のためにどのように取組むか、より具体的に説明していくことが求められる。

また、現在、財団、社団の公益法人については、公益性の認定方法の見直しなど、抜本的な制度改革が行われている。各法人の制度改革への具体的な対応はこれからになるが、対象法人においては、その対応を踏まえて改革実施計画を見直すとともに、新制度への移行が円滑に行われるよう取組んでいただきたい。

(5) 出資法人改革プラン対象法人から除かれる法人

出資法人改革プランでは、県が25%以上を出資若しくは出捐、又は財政的支援を行っている出資法人を点検評価の対象としている。(財)今治地域地場産業振興センター及び(株)今治繊維リソースセンターについては、財政的支援法人として点検評価の対象としてきた。

今回の点検評価の中で、18年度から県の財政的支援がなくなっており今後もその見込みがないことが確認され、点検評価の対象要件を満たさなくなったため、今年度の点検評価を最終とすることとした。今後は、今治市や関係機関と連携し、法人の自主性による効率的かつ効果的な運営に取組むようにしていただきたい。